

令和 2 年 度

射水市国民健康保険事業計画書(案)

射水市福祉保健部保険年金課

1 基本方針

本市の国民健康保険においては、少子高齢化に伴う人口減、後期高齢者医療制度への移行等により被保険者数が減少する一方で、高齢化の進展や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等の影響により一人当たり医療費が年々増加している。

こうした状況の中、県が示す一人当たり納付金も前年度より増加しており、令和2年度の国保財政については収支不足が見込まれるが、国民健康保険事業財政調整基金からの繰入れで収支均衡を図ることとし、保険税率の改定は行わないこととする。

しかしながら、令和3年度以降も被保険者の減少により保険税収入の増加が見込めず、収支不足が続く見通しであることから、基金残高を考慮しながら、保険税率の見直しについて検討を進めることとする。

引き続き保険税の収納率向上対策及び医療費適正化対策に取り組むことで国保財政の健全かつ安定的な運営に努めるとともに、生活習慣病の発症予防及び重症化予防等の保健事業の充実・強化を図り、被保険者の健康寿命の延伸を目指すものとする。

2 重点事項

(1) 収納率向上対策の推進

本市の国民健康保険税の平成29年度現年度収納率は96.2%、平成30年度現年度収納率96.3%であり、高い水準を維持している。

国民健康保険税は国保財政にとって重要な財源であり、負担の公平を図る観点からも収納対策課と連携し、収納率の更なる向上を図る。

収納率の向上対策として、下記の取組により一層の収納率の向上に努める。

- ① 収納体制の充実・強化
- ② 口座振替の推進
- ③ 滞納者対策の強化

(2) 医療費適正化対策の推進

収納率の向上とともに、国保財政の安定化に不可欠であり、下記の取組により一層の医療費適正化に努める。

- ① レセプト点検の強化
- ② 後発医薬品の普及啓発
- ③ 被保険者への情報提供
- ④ 適正な給付等を行うための取組

(3) 保健事業の推進

被保険者の疾病の早期発見により重症化を予防することで、健康寿命の延伸及び医療費適正化を図るため、下記の取組を行う。

- ① 特定健康診査及び特定保健指導の推進
- ② 保健事業の実施
- ③ 疾病予防事業の実施

(4) その他

- ① 国保財政の収支均衡を図るため、適正な国民健康保険税率についての検討を行う。
- ② 被保険者資格の適用適正化の推進
- ③ 国民健康保険制度や各種事業の周知・普及啓発
- ④ 職員の資質向上

3 事業内容

事業項目	新規 ／ 継続	事業実施内容	実施時期	主管課
1 収納率向上対策				
(1) 収納体制の充実・強化	継続 継続 継続 継続 継続	・コンビニ・クレジットカード納付の実施 ・スマホ決済（モバイルレジ）による納付の実施 ・「射水市コールセンター」を設置し、現年分未納者へ電話催告を実施 ・文書催告等を行い、納付相談等を実施 ・諸届け出時に収納状況を確認し、未納の場合は納付相談を実施	通 年 通 年 通 年 通 年 通 年	収納対策課 収納対策課 収納対策課 収納対策課 保険年金課
(2) 口座振替の推進	継続 継続 継続	・納税通知書発行時に口座振替依頼書を同封 ・市の窓口で口座振替登録ができる「ペイジー口座振替受付サービス」の利用促進 ・国保加入時等窓口でチラシを配布し勧奨	通 年 通 年 通 年	保険年金課 収納対策課 保険年金課
(3) 滞納者対策の強化	継続 継続 継続	・被保険者証交付前の納付相談 ・納付状況に応じて短期証、資格証の交付 ・悪質な滞納者には差押等の滞納処分を実施	通 年 通 年 通 年	保険年金課 保険年金課 収納対策課

2 医療費適正化 対策の推進	(1) レセプト点 検の強化	継続	・レセプト管理システムによる資格照合及び 給付点検の実施	通 年	保険年金課	
		継続	・国保連合会による内容点検・3ヶ月縦覧点 検を実施	通 年	保険年金課	
	(2) 後発医薬品 の普及啓発	継続	・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の負 担軽減額をお知らせし、医療費の軽減を図 る。	年 2 回	保険年金課	
		継続	・ジェネリック医薬品希望シール及びカード ケースを配布し、普及促進に努める。	9 月	保険年金課	
	(3) 被保険者へ の情報提供	継続	・受診状況を確認することにより、自身の健 康と適正受診に理解を深めてもらうため医 療費通知を送付	年 6 回	保険年金課	
	(4) 適正な給付 等を行うた めの取組	継続	・海外療養費の適正な給付を行うため、国民 健康保険団体連合会へ審査業務を委託	通 年	保険年金課	
		継続	・第三者行為による被害に係る求償事務につ いて、該当一覧表、新聞記事、市消防本部 提供の救急搬送情報及び各種給付申請書 (療養費、高額療養費、葬祭費、限度額認 定証)の記載等により、対象者の把握に努 める。 また、該当一覧表をもとに速やかに実態を 調査するとともに、届出未提出の該当者へ は、被害届の提出を促す。	通 年	保険年金課	
	3 保健事業の推 進	(1) 特定健康診 査・特定保健 指導等事業の 推進	継続	・40歳から74歳までの被保険者を対象に メタボリックシンドロームに着目した健康 診査を実施する。また、生活習慣病の発症 や重症化を予防するため、保健指導を実施	通 年	保険年金課 保健センター
			継続	・糖尿病リスクを信号機に例えた健診結果通	通 年	保険年金課

(2) 保健事業 の実施	継続	知を配布し、自身の健康状態を認識してもらう。 ・特定健診未受診者を対象にはがき及び電話による受診勧奨を実施	8月～11月	保険年金課
	継続	・特定健診未受診者を対象に、休日集団健診を2回実施	11・12月	保険年金課
	継続	・特定健康診査受診者を対象に結果説明会を2回実施し、継続受診の重要性を伝える。	12・2月	保険年金課
	継続	・タブレット端末を活用した保健指導の実施	通年	保険年金課 保健センター
	継続	・血糖自己測定器「FreeStyle リブレ」を導入した保健指導の実施	通年	保険年金課 保健センター
	継続	・国保と保健センターが共同で、事業内容を掲載した「大人の健康カレンダー」を全世帯に配布し、健康管理意識の啓蒙を図る。	4月	保険年金課 保健センター
	継続	・日常生活の中で運動習慣の定着化を図り、生活習慣病を予防するため、身体すっきり教室を開催	6月～3月	保険年金課
	継続	・若年健康診査（35～39歳）を実施し、若い世代から健診の重要性や定着化を図り健康づくりへの理解を深めてもらう。	8月～9月	保険年金課
	継続	・若年健診未受診者を対象に、自宅で簡単に血液検査ができる「スマホ de ドック事業」を実施	11月～2月	保険年金課
	継続	・多受診者（重複・頻回受診者、重複服薬者）への訪問指導の実施	通年	保険年金課
(3) 疾病予防 事業の実施	新規	・多くの薬剤を服用している者に対し、適切な服薬を促す通知書を送付	年1回	保険年金課
	継続	・疾病の早期発見・早期治療を図るため、人間ドック等の受検費用の一部助成を実施	通年	保険年金課
	継続	・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ①糖尿病未治療者・治療中断者への医療機関受診勧奨通知 ②糖尿病性腎症の可能性の高い者や糖尿病	通年	保険年金課 保健センター

		性腎症患者に対する医療と連携した保健指導の実施		
4 その他				
(1) 適正な国民健康保険税についての検討	継続	・国保財政の収支均衡を図るため、県が示す標準保険料率を参考にした試算を実施し、適正な国民健康保険税について検討する。	通年	保険年金課
(2) 資格の適用適正化の推進	継続	・居所不明者については、実態調査を実施し、資格喪失処理を推進する。	通年	保険年金課
	継続	・年金の資格得喪情報を活用し、資格の適用適正化に努める。	通年	保険年金課
	継続	・世帯内の被用者保険の被扶養者に移行可能なものを調査し、扶養申請するよう指導する。	通年	保険年金課
	継続	・ <u>学</u> 証交付者で、卒業予定を過ぎても届出のないものに、他保険に加入の場合は届けるよう指導する。	通年	保険年金課
(3) 国民健康保険制度や各種事業の啓発	継続	・国民健康保険制度や各種事業について、市広報、ホームページ及びケーブルテレビによる普及・周知を図る。	通年	保険年金課
(4) 職員の資質向上	継続	・職員の資質向上を図るため、定期的に制度の仕組み、課題等について研修する。	通年	保険年金課
	継続	・県や国保連合会等で実施する研修に積極的に参加し、情報収集や情報交換を行う。	通年	保険年金課

4 事業実施の目標値 ※各欄の（ ）書きは平成30年度実績を示す

(1) 収納率の目標 (全体)

現年分収納率	滞納繰越分収納率
96.8% (96.3%)	15.2% (14.2%)

(2) 被保険者一人当たり療養諸費費用額の目標

費用額
379,018円 (382,847円)

(3) 医療費三要素の目標

受診率	1件当たり日数	1日当たり診療費
1065.65件 (1076.42件)	1.88日 (1.90日)	14,862円 (15,013円)

※受診率：被保険者100人当たりの受診件数（単位：件/100人）

(4) レセプト点検による財政効果の目標

区分	資格点検	内容点検	計
一人当たり効果額	1,229円 (1,171円)	210円 (200円)	1,439円 (1,371円)

(5) 後発医薬品の利用促進に係る目標

普及率（数量シェア）
80.0% (74.7%)

(6) 第三者行為求償事務に係る数値目標（提出率、平均日数）

被害届の全提出件数	世帯主等が自主的に提出した被害届件数	損害保険会社が提出を代行した被害届件数	被害届の自主的な提出率
18件 (14件)	1件 (0件)	11件 (8件)	66.0% (57.0%)

国保利用開始日から被害届受理日までの総日数	被害届受理日までの平均日数
1,692日 (1,760日)	94日 (126日)

(7) 特定健康診査受診率の目標

受診率
52.0 % (46.5%)

(8) 特定保健指導実施率の目標

実施率
45.0 % (35.3%)